

○江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例

平成二十五年三月二十九日条例第十四号

改正

平成三〇年 七月一〇日条例第三六号

令和 六年一〇月三〇日条例第三四号

江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の二第一項及び第四項第一号、第七十八条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の十二第二項第一号、第百十五条の十四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービス（江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する事業所により行われる法第八条第十四項に定める地域密着型サービスをいう。）及び指定地域密着型介護予防サービス（区長が指定する事業所により行われる法第八条の二第十二項に定める地域密着型介護予防サービスをいう。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

一部改正〔平成三〇年条例三六号〕

(指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準)

第二条 法第七十八条の四第一項及び第二項に規定する条例で定める基準は、この条例で定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準)

第三条 法第百十五条の十四第一項及び第二項に規定する条例で定める基準は、この条例で定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「予防サービス省令」という。）の定めるところによる。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第四条 法第七十八条の二第一項の条例で定める入所定員は、二十九人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格)

第五条 法第七十八条の二第四項第一号及び法第百十五条の十二第二項第一号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十四条第一号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場

合に限る。)とする。

一部改正〔平成三〇年条例三六号・令和六年三四号〕

(指定認知症対応型共同生活介護等の共同生活住居)

第六条 省令第九十三条第二項及び予防サービス省令第七十三条第二項に規定する共同生活住居において、利用者が日常生活を営む上で必要な設備（以下「設備」という。）は、一の共同生活住居ごとに、全てを同一の階に設け、二以上の階に分けて設けないことを原則とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員の基準)

第七条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の定員は、省令第百三十二条第一項第一号イの規定にかかわらず、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては、四人以下とすることができる。

(記録の整備)

第八条 指定地域密着型サービス事業等の事業者が整備しておかなければならない記録は、省令第三条の四十、第十七条、第三十六条、第四十条の十五、第六十条、第八十七条、第百七条、第百二十八条、第百五十六条及び第百八十一条並びに予防サービス省令第四十条、第六十三条及び第八十四条に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 従業者の勤務体制に関する記録
- 二 介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出した書類

一部改正〔平成三〇年条例三六号・令和六年三四号〕

(区域外の事業所の指定基準の特例)

第九条 区長は、法第七十八条の二第一項又は法第百十五条の十二第一項の申請に係る事業所が江戸川区の区域外にある場合は、当該事業所の所在する区市町村の定める基準により指定することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に指定認知症対応型共同生活介護等の事業を行う事業所であって、二を超える共同生活住居を有しているものは、省令第九十三条第一項及び予防サービス省令第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 3 この条例の施行の際、現に指定認知症対応型共同生活介護等の事業を行う事業所であって、一

の共同生活住居に係る設備を、同一の階ではなく、二以上の階に分けて設けているものにあつては、第六条の規定にかかわらず、その設備を現状のままとすることができる。

付 則（平成三〇年七月一〇日条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和六年一〇月三〇日条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行する。